

論文の内容の要旨

論文題名 空間計画と形成方策の多層性に関する研究

氏名 北 沢 猛

横浜市における誘導制度を基軸にみた現代都市デザイン試論

我々の時代において都市デザインという言葉は社会的にも認知された領域であり一定の実績もみることができる。しかし、理念や方法も多様でありその領域や定義についても緒論あり、定着を阻む要因となっている。欧米では理論的研究や実証的研究によって評価が確立しつつある。我が国においては、都市デザインがやや遅れて実社会に導入されたこともあり、理論的考察や分析が少ない。都市デザインの実践的な蓄積が少ないことも要因ではあるが、物的環境に対して「空間の質」という観点から働きかけるという明瞭な目的をもちながら、その位置するところは経済社会、政治または市民生活という複雑な構造の上になりたつものであるためと言える。近い領域として都市計画があるが、これは簡略に言えば長期的な都市施設計画と土地利用規制計画であり、都市を抽象的なモデルとして描き合理的な資源配分を行う理論と方法であり、実態化に際してもマクロな視点が基礎にある。これに比し都市デザインは空間として実体化される最終段階に係るため、方法や技術も多様にある。都市デザインの複雑性や多層性を時間軸でみることで説明を試みた。

また、都市に必要なとされる空間も変化しており、空間の質という不変的価値を見いだしながらも、変化する場合や要求に、柔軟に対応していくことが求められる。都市デザインの基本的理念や原理の理解した上で、変化しない目標と変化しうる計画に整理することで、現代都市デザインの特徴を説明したものである。

第 2 の課題は空間を通じた統合である、空間は人間をつつむ総体的なものであるが、一方で各要素はそれぞれの変容の論理をもっている。変容を制御しあるいは支援するシステムが、分化してきたのが近代という時代である。空間の質は、分化した領域や個々のシステムを統合していく必要がある。この統合の方法として空間構成や主体間調整などのいくつかの道筋があることをしめした。

こうした課題の検討から、既存の領域が深く係ることのなかった「地区」という狭領域の構築に都市デザインが効果もつを説明し、地区に関わる多層的な方策を考察した。これが第 3 の課題である、

これらの考察から、「誘導」が現代都市デザインの本質となるものであることを見だし、規制や事業という従来空間形成の手法から、それらをつなぐ存在である「誘導」制度の効果を検証した。誘導制度は、関係者が自らの判断で選択できる枠組みであり、複雑な諸関係を調整しまた質の向上を図る創造的なシステムであると結論をえたのである。

現代的都市デザインは、我が国においては 1970 年前後、その原理的な発想地とされるアメリカにおいても 1960 年前後の議論と理論化の動きに始まったものである。この時期は激しい都市化進行期であり、特に郊外への市街地の拡散とその一方では中心部での空洞化いわゆるインナーシティ問題が顕在化していた。初期にはケビンリンチなどの空間認識論を始め形成方策について多くの提案があるが、実体化の段階まで到達しえたものは少ない。研究は 1980 年代に多くなり、空間の諸相について理論的な整理も進んでいる。また、内外の実例をもとに社会的な分析や効果測定も進み、都市デザインの外郭が見えてきたといえる。

都市デザインが空間総体にどう影響を与えたのかその到達点を把握することは次の展望を描くためにも欠かせない。30 年から 40 年あまりの経験と実際を概観すると都市拡張という変革期に生まれた都市デザインが社会システムとして成立しく過程が分かり、初動期と言える 10 年間にはほぼ空間計画や形成方策の原形できている。その発端を見る事で、次なる変革期に新しい都市デザインを構築する基礎となればと考えている、

第 1 章においては、都市デザインの定義の所論にふれながら、現時点から見た 1970 年代の都市デザインとその発展形として、領域を拡張しつつ多様な分野への波及していく都市デザインの枠組みを整理した。ついで第 2 章においては、現代都市デザインの特徴をアメリカおよび日本の状況をもとに分析している。特に初動期の実践と評価を巡る議論を文献やヒアリングによって得た知見をもとに描き鮮明に都市デザインの成立過程が近代都市計画の批判として、創造的な方策と

しての期待があったことが分かる。

第3書では、日本での都市デザインの展開を把握するために、30年あまりに渡って継続的に実施されてきた横浜に注目する。1960年代半ばから進められた都市づくりという概念に着目した。つまり、都市計画の手法や領域の拡張とこれを実現するための自治体がつ政策や事業、制度の統合が意図された。その中でも、都市計画制度の活用空間計画を取り込もうとした方法に注目して分析したのが第4章である。空間を規制する用途地域地区制の新たな導入に関して、空間像をどう描いたか、横浜の高度地区制から空間の公共性が基礎となっていることを示した。第5章では、建築の許可制や誘導制度の可能性を志向した横浜都市市街地環境設計制度の実例を分析することで、開発や建築の自由度を求める力と環境を求める力が折り合える幅を設定し、都市に係る主体の力を集めていくインセンティブゾーニングの効果を示した。

第6章では、誘導制度をより効果的なものにするのは地区開発構想（ガイドライン）である。しかしその設定や運営にはきわめて微妙なバランスがある。横浜の「地区開発構想」がどういうまなざしで、目標や空間像を設定したのか、その経緯から個々に働きかける構想の有り方と市街地環境設計制度などの誘導方策の有効性を指摘した。第7章では、以上を概観して、日本のアーバンデザインの到達点が、地区での空間像の提示と市民を始めとした合意形成、さらには実現方策としてのさまざまな政策や制度、事業の組み合わせを可能としたこと、その中心的な役割が誘導制度にあったと結論づけている。市街地環境設計制度の適用事例が約30年の間に444件になりそれによって生まれた公開空地（公的空間）が100haにもなり、かつそのために事前の協議や審査過程を通じて建築そのものの質が向上していること、あわせてその建築が全体建築の延床面積比率で10%になっていたことなどをあげた。ニューヨークのインセンティブゾーニングの成果と比較しても遜色のないところまで到達したのである。

変化の激しい時代には、都市の計画構想にも新しい視点や理念、方法が求められ、それが現代都市デザインを生み出した力ともなった。都市デザインは権利の調整という側面もあり基本的には法律によって支持される必要があるが、法律制度の枠組みだけではできない。変化とともに成長していく理論であり方法論が必要である。

都市空間を形づくり維持する諸要素を公共的視点にたって関係づけ、形態的・視覚的に統合し、市民の人的感覚がそれに反応し評価できるようにする一連の行為」といえる。これが、始動期の都市デザインを評価した内容であり定義でもある。都市デザインは、都市という時間軸をもった対象にむかって、「変わらない目標を描き、柔軟な計画をもって」行うものであるという原理を整理しえた。